



曾於市 Agriculture Committee Magazine of SŌO-City

農業委員会だより

平成 24 年 3 月発行 (第 7 号) 曾於市農業委員会



豊かな自然の中で
生命の鼓動を感じるまち



ねぎの収穫の様子

おもな内容

- ◇会長あいさつ
- ◇市長へ政策提言
- ◇農地転用等について
- ◇全国農業新聞の購読・農業者年金制度について
- ◇認定農業者・新規就農者紹介
- ◇農業委員名簿
- ◇別紙 (農作業別標準賃金)



視察研修風景 五島市視察研修



会長あいさつ

曾於市農業委員会 会長 石 脇 勝

農業委員会だよりの発刊にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。
市民の皆様方には、かねてから農業委員会の業務に対しまして、
格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新燃岳の噴火や東日本大震災そして福島原発事故など未曾有の大災害が発生し、大変な一年でした。東日本大震災では約1万6千人の方々が亡くなられ、行方不明者がいまだ3,000人程であります。被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。今年は、災害もなく、平穏で平和な年になりますよう願っています。

農業委員会は、昨年7月に農業委員選挙が実施され、公選委員30名と各種団体と議会推薦委員6名の合計36名が誕生し、それぞれ農業委員として活動を展開しております。特に女性農業委員は6名となり、鹿児島県内で女性農業委員が南九州市と共に一番多い農業委員会となり、女性農業委員の活躍が期待されております。

さて、農業を取り巻く状況は原発事故による農産物の風評被害をはじめ、TPP問題や高齢化の進行に伴う担い手の育成確保など厳しい状況にあります。

曾於市農業委員会では、昨年11月に曾於市長へ 1. TPP問題について 2. 軽油引取税の免税制度について 3. 葉たばこ廃作農家及び畑作農家支援について 4. シルバー人材センターの支援について 5. 畜産農家の支援について 6. 有害鳥獣対策について 7. 食育の推進と地産地消について 8. 後継者対策についての8項目にわたり提言いたしました。

特にTPP問題ですが、政府はTPP事前協議に参加すると決定しましたが、関税措置の例外を認めないTPP交渉に参加すれば、農林水産業を始め、関連産業を含む地域経済が崩壊することは必至であります。TPPについては、鹿児島県農業会議等関連機関と共に足並みを揃え、曾於市及び日本農業を守るため反対して参ります。また、認定農業者と語る会を実施し、農業経営の確立や経営改善の課題等については、国や県に政策提言をさせていただきました。

曾於市農業委員会では、市民のために基幹産業である農業を守り、発展させるために、農地の確保・有効利用・担い手農家への農地の集積・遊休地対策や各種申請に対しましては、公平迅速に対応するよう取り組んで参ります。地域農業が振興し、曾於市が発展するよう農業委員・職員一丸となり積極的な活動を推進して参りますので、今後共ご指導・ご協力をよろしく願います。

市長へ政策提言

平成 23 年 11 月 25 日、石協会長・財部会長職務代理・竹下農政部会長・五位塚部会長代理が池田市長に対し、下記の事項について政策提言をいたしました。



曾於市農業振興政策についての提言

曾於市発足以来 7 年目を迎え、市長を始め、関係機関一体となり、農業を支える担い手の育成や積極的な農業振興に取り組んでいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

農業委員会では「かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業をつくる『かけ橋』」の理念のもと、農地の有効利用や担い手の育成に取り組んでおります。一昨年の 12 月、農地法が改正され、従来の農地の許認可の他、農地の利用状況調査等の実施が義務づけられ、農業委員会の役割はますます大きくなってきております。

今年の秋以降、貿易の自由化を目指す TPP（環太平洋連携協定）への参加をめぐる議論がたかまりつつある中、農業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増しつつあります。今後とも農業委員会活動へのご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

曾於市農業委員会は地域農業者の代表として、将来に希望を持ち、農業が発展するように行政上の諸問題について提言します。平成 24 年度の本市の農業・農村施策に反映していただきますようお願い申し上げます。

記

1. TPP 問題について

わが国が、関税撤廃の例外措置を認めない TPP（環太平洋連携協定）交渉に参加すれば、農林水産業をはじめ、関連産業を含む地域経済が崩壊することは必至であります。曾於市及び日本の農業を守るため国・県へ継続して反対していただくことを要望します。

2. 軽油引取税の免税制度について

軽油については、軽油引取税という都道府県民税が課されていますが、農業機械の燃料として使用される軽油については、時限立法で平成 24 年 3 月末まで免税となっています。

農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であります。農業振興のため、引き続き、免税制度の継続を国と県に働きかけをしていただきますよう要望します。

3. 葉たばこ廃作農家及び畑作農家支援について

たばこ価格の上昇等によりたばこ離れが加速し、葉たばこを買い入れる日本たばこ産業株式会社（JT）は需給バランスを維持するため、全耕作者を対象に 10 アール当たり 28 万円の協力金を支払って廃作奨励する判断を求めてきております。全国の葉たばこ農家は、約 4 割が廃作を選択しております。曾於市では 30 数戸の葉たばこ耕作者のうち、2 戸しか残らない状況であります。

今後、畑かんを利用した収益性の高い作物を選定し、加工から販売までの 6 次産業化に向けた長期ビジョンを作成し、安定した経営ができる指導を要望します。

4. シルバー人材センターの支援について

シルバー人材センターは、「自立・共同・共助」の理念のもと、高齢者が知識や経験や能力等を生かしながら就業していただいております。高齢者の社会参加に大きく貢献していただいております。

農家や法人は農繁期、人材や労力の確保に苦慮している状況です。シルバー人材センターで人材の充実を図っていただき、農家や法人の人材確保の支援を要望します。

5. 畜産農家の支援について

東京電力福島第 1 原子力発電所事故の放射能セシウムを含む稲わらが広範囲に流通していることが判明し、枝肉価格の低迷が続いております。全頭検査を実施していただき、消費者の信頼回復を図り、安心して牛肉を食べていただく取り組みを要望します。

また、枝肉価格の低迷は肥育農家が導入を控えることになり、繁殖農家に影響を及ぼします。畜産対策については、畜産振興協議会を中心に対策を実施していただいております。大きな成果を上げていただいておりますが、更に各種補助金・助成金の充実を図っていただきますよう要望します。

6. 有害鳥獣対策について

イノシシやカラス等の有害鳥獣の被害は、年々増加傾向であります。市におきましては駆除対策等の取り組み等をしていただいておりますが、有害鳥獣駆除隊の確保支援や出動要請時の猟犬の事故等に対する治療費助成を要望します。

7. 食育の推進と地産地消について

近年、消費者の安心・安全に対する関心が高まっている中、新鮮な地元農産物の消費拡大を更に推進していただくことを要望します。

将来を担う子ども達に、安心・安全な食料を提供すると共に環境保全に大きな役割を果たしている農業について、学校教育で食育や体験活動等を通じて理解を深めていただくことを要望します。

8. 後継者対策について

農家の高齢化、後継者不足は深刻な状況であります。認定農業者、担い手の確保育成と経営安定向上のための支援の拡充を要望します。

また、農業後継者の花嫁対策については、交流の場を 1 回限りでなく、植え付けから中間管理・収穫・パーティ等実施していただき、交流の場を多く持っていただきますよう要望します。

農地の転用には

許可が必要です!!



農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林・畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は？

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、3支所の農業委員会（財部支所2階、末吉支所1階、大隅支所2階）で受け付けております。

締切日は、毎月10日（10日が土・日・祝日の場合は翌日）です。

4条申請・・・自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・くぬぎを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎等を建てる など

5条申請・・・他人名義の農地を買ってまたは借りて転用する場合

- 住宅を建てるため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

★転用事業資金の総額が300万円を超える場合については、資金証明書（預貯金残高証明書や金融機関からの融資〔予定〕証明書等）の添付が必要となりました。

※ 仮設事務所など農地を一時的に利用する場合、盛り土などにより農地の形状を変更する場合にも、許可または届出が必要です。

事前に農業委員会へ相談されるようお願いいたします。



無断転用には厳しい罰則があります！

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復命令を命ずることができます。

これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金です。

農地を
相続した
ときは…

〔農地の相続等の届出のお願い〕

地元の農業委員会に届出をお願いします。

農業委員会では、例えば、相続した人が地元を離れていて、自分では手入れが出来ない場合に、農地の管理についてのご相談や、地元で借り手を探すなどのお手伝いをします。

農地法の改正により、相続などによる農地の権利取得を農業委員会がきちんと把握し、農地の有効利用に努めます。

手続は簡単です。農業委員会の窓口までお越し下さい。

耕作放棄地の再生・利用を支援します！ (対象は農振農用地区域内の耕作放棄地)

「荒れた農地の再生」を支援

再生作業
刈払・抜根・整地等



- 荒れ具合に応じ 3万円又は 5万円 / 10アール
- 重機等を用いた再生作業の経費の 1/2 を補助

「土づくり」を支援

土壌改良
堆肥搬入・緑肥栽培等



- 必要に応じ最大 2年間 5万円 / 10アール (2.5万円×2年)

「営農定着」を支援

再生した農地への作付け支援が受けられます。



- 作物を作付ける場合 2.5万円 / 10アール
- *水田等有効活用促進交付金の対象作物は除く

支援事例

(事例 1) 耕作放棄地を借りて再生・利用を行う場合

「荒れた農地の再生・土づくり」_{1年目} → 「土づくり」_{2年目} → 「営農定着」_{3年目} を支援

(事例 2) 自己所有している耕作放棄地の再生・利用を行う場合

「土づくり」_{1年目} → 「土づくり・営農定着」_{2年目} を支援

自力での耕作放棄地再生を条件に

その他の支援

加工・販売、施設整備 (営農用ハウス・鳥獣被害防止など) の支援

*支援の内容の詳細は、曾於市耕作放棄地対策協議会・農業委員会等へお問い合わせ下さい。

“全国農業新聞”の購読を!



全国農業新聞は、農業者の利益代表機関である農業委員会系統組織の「全国農業会議所」が、農業者の立場に立って編集発行している「農業者のための情報誌」です。農業者必読の農業専門誌として好評いただいておりますので、この機会に是非あなたもご購読ください。

毎週金曜日発行
定価 月 600 円 (送料を含む)

申し込みは…
曾於市農業委員会事務局 (財部支所内・☎ 0986-72-0947)
末吉分室 (☎ 0986-76-8818)、大隅分室 (☎ 099-482-5959)

農業者年金制度の ポイント

農業者年金は、将来の年金給付に必要な原資を自ら積み立てていく「積立方式」で、長期的に安定した制度です。

加入要件は、**国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者でないこと）で、年間60日以上農業に従事する者は、誰でも加入することができます。**

保険料には、「通常保険料」と「特例保険料」があり、「通常保険料」は、月額20,000円から67,000円までの間で、千円単位で加入者が自由に選択し、いつでも変更できます。

「特定保険料」は、政策支援（下記表1参照・国

庫補助）を受ける場合の保険料です。

また、**支払った保険料の「全額が社会保険料控除対象」となり、税制面でも有利**となっています。

●次世代を担う若い**農業後継者等**に手厚い政策支援を行っています。

※政策支援を受けるには、年金納付期間が20年以上見込まれること及び農業所得が900万円以下であることが必要です。政策支援による保険料の月額は国庫補助額を含めて20,000円となります。

【表1】

| 区分 | 補助対象者 | 国庫補助額（ ）は自己負担分 | |
|----|--|----------------------|---------------------|
| | | 35歳未満 | 35歳以上 |
| ① | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円 (10,000円) | 6,000円 (14,000円) |
| ② | 認定就農者で青色申告者 | | |
| ③ | ①又は②の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は後継者（経営主が農業者年金に加入していなくてもかまいません） | 6,000円 (14,000円) | 4,000円 (16,000円) |
| ④ | 認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で3年以内に両方を満たすことを約束した者 | | |
| ⑤ | 35歳未満の後継者で35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に①の者になることを約束した者 | | — |

●新規加入者の声

23年度から榎屋ミツ子さんが農業者年金に加入されました。

「高齢化社会のため、国民年金だけでは、生活の不安があり、少しでも将来の為になればと思い農業者年金に加入しました。」とのことでした。



榎屋ミツ子さん（末吉町）

●受給者の声

和田光弘さんは、平成23年4月に65歳になり、農業者年金の新規受給者となりました。

「自分で掛け続けてきたからこそ、もらえるんですね。ありがとうございます。元気で長生きしたいです。後継者の子ども達も年金かけていますよ。」



和田光弘さん（末吉町）

認定 農業者紹介



原田浩郎・みどり夫婦（大隅町）

原田さんは平成 15 年 J A 営農指導員を退職し、父 石郎さんの経営約 10ha の面積の経営からスタートし、現在白菜 10ha、キャベツ 6ha、スイカ 4ha、甘藷 4ha まで規模拡大し、平成 21 年 1 月、株式会社 原田農産を設立し、従業員のほかシルバー人材センターの派遣を活用し、更なる規模拡大を目指して妻みどりさんと頑張っておられます。

取材中の原田さん夫婦の笑顔が印象的でした。「あんな、3 月には息子が勤めを辞めて後継者として戻って来っかも。」とのことでした。今年の後継者も加わり、益々昇り籠のごとく原田農産が発展することでしょう。



新規 就農者紹介

吉村健作さん（大隅町）

平成 18 年に農業大学校を卒業し、家業である畜産を手伝いながら、肉用牛改良研究所で働き、23 年 6 月から後継者として家業の黒毛和牛一貫経営を始める。

23 年 10 月から新規就農者支援対策事業に認定され、現在、両親と 3 人で生産牛 45 頭、肥育牛 30 頭を飼育している。「今後、生産牛 60 頭を目指し、経営の見直しをしながら頑張りたい。また、自給率向上にも努めていきたい。」とのことでした。



農業委員名簿です。お気軽にご相談ください。

任期：平成26年7月19日

◎農業・農地に関する相談・お問い合わせは、お近くの農業委員又は農業委員会事務局へ！



財部地区農業委員
 上段：西・福岡・吉満・柿木・小倉
 下段：川添・山ノ内・松ノ下・末平・末廣

| 地区名 | 氏名 | 電話 | 役職名 |
|---------|--------------|--------------|-------------|
| 財部地区 | 末 廣 収 | 0986-72-3548 | |
| | 松ノ下いすみ | 0986-74-2368 | |
| | 山ノ内ひさえ | 0986-72-1853 | |
| | 柿 木 幸 夫 | 0986-75-1076 | |
| | 小 倉 範 房 | 0986-72-3502 | |
| | 川 添 徳 夫 | 0986-74-2253 | |
| | 吉 満 忠 吉 | 0986-72-3917 | 財部地区農地部会長代理 |
| | 末 平 文 明 | 0986-72-2229 | |
| | 福 岡 義 信 | 0986-72-3298 | 財部地区農地部会長 |
| 西 聡 一 郎 | 0986-75-1665 | | |



大隅地区農業委員
 上段：津留・荻迫・中迫・竹元・林・鶴田
 下段：財部・豊永・坂野・小濱・竹下・天辰

| 地区名 | 氏名 | 電話 | 役職名 |
|------|-----------|--------------|-------------|
| 大隅地区 | 中 迫 琢 美 | 099-482-4307 | |
| | 竹 元 守 | 099-482-3845 | 大隅地区農地部会長代理 |
| | 小 濱 信 子 | 099-483-1038 | |
| | 津 留 与 三 郎 | 099-482-1513 | |
| | 林 勝 義 | 099-483-1411 | 大隅地区農地部会長 |
| | 荻 迫 純 明 | 099-481-2426 | |
| | 天 辰 八 郎 | 099-482-2470 | |
| | 竹 下 一 成 | 099-482-1294 | 農政部会長 |
| | 豊 永 峯 雄 | 099-483-1477 | |
| | 鶴 田 順 二 | 099-484-1073 | |
| | 坂 野 卜 彥 | 099-483-1151 | |
| | 財 部 秋 雄 | 099-482-1547 | 会長職務代理者 |



末吉地区農業委員
 上段：森岡・廣山・光行・山口・濱田・長ヶ原・五位塚
 下段：迫・村山・下岡・堀留・岩切・徳永・石脇

| 地区名 | 氏名 | 電話 | 役職名 |
|------|-----------|--------------|-------------|
| 末吉地区 | 石 脇 勝 | 0986-78-1758 | 会長 |
| | 長ヶ原末実 | 0986-76-4134 | |
| | 廣 山 栄 作 | 0986-76-8027 | |
| | 下岡万亀子 | 0986-76-4904 | |
| | 迫 将 嗣 | 0986-76-3974 | |
| | 森 岡 俊 弘 | 0986-76-0092 | 末吉地区農地部会長 |
| | 濱 田 實 | 0986-76-3028 | |
| | 岩 切 睦 夫 | 0986-76-6239 | |
| | 堀 留 美 津 子 | 0986-79-1933 | |
| | 五 位 塚 剛 | 0986-79-1935 | 農政部会長代理 |
| | 徳 永 孝 志 | 0986-76-4929 | 末吉地区農地部会長代理 |
| | 山 口 裕 之 | 0986-76-6760 | |
| | 村 山 壮 市 | 0986-76-2631 | |
| | 光 行 純 市 | 0986-76-4688 | |

《編集後記》

3月を迎え、今回第7号の「農業委員会だより」を発行することになりました。

今後共、紙面を充実し、皆様方に親しまれる農業委員会だよりを発行してまいりますので、ご意見・ご要望等をお聞かせください。

平成24年度農作業別標準賃金表

平成24年度農作業別標準賃金を次のとおり設定しました。
整備済の平均的な農地を標準としていますので、参考にしてください。

| 作業の種類 | | 区分 | 標準賃金 | 備考 | |
|--------------------|--------------|-----------|-------------------------|----------------------|------------|
| 一般作業 | | 1日8時間労働 | 5,100 ~ 5,500 円 | | |
| 水田作業 | 荒地起 | 10a 当たり | 4,000 円 | イタリアン跡地 5,000 円 | |
| | 中代 | // | 3,000 円 | | |
| | 植代 | // | 6,000 円 | | |
| | 畦塗り | 1m 当たり | 70 円 | 畦塗り機使用 | |
| | 田植え | 10a 当たり | 6,500 円 | | |
| | 水稲育苗 | 1箱 当たり | 550 円 | | |
| | 稲刈り | バインダー | 10a 当たり | 6,000 円 | ヒモ代を含む |
| | | コンバイン | // | 13,000 円 | ヒモ代は別途料金 |
| 脱穀 | コンバイン袋(1袋) | 400 円 | 結束機付きは 100 円増(1袋当たり) | | |
| サブソイラー | 10a 当たり | 3,000 円 | 排水作業 | | |
| 一般畑作業 | ロータリー耕耘 | // | 4,000 円 | イタリアン跡地 5,000 円 | |
| | 深耕ロータリー | // | 11,000 円 | | |
| | マルチ作業 | 1本 当たり | 2,500 円 | 1本 400 m, 資材費本人負担 | |
| | 同時マルチ(テロン) | // | 3,000 円 | 1本 400 m, 資材費本人負担 | |
| | 土壌消毒 | 1缶 当たり | 3,000 円 | 10a 当たり 1 缶, 鎮圧は別途料金 | |
| | プラウ耕起 | 10a 当たり | 4,500 円 | | |
| | プラソイラー | // | 3,500 円 | | |
| | 甘藷つる切り | // | 5,000 円 | | |
| | 甘藷掘り取り | // | 4,000 円 | | |
| | 飼料(播種・収穫等作業) | トウモロコシ等播種 | // | 3,500 円 | 種子代は本人負担 |
| | | コーンハーベスター | // | 15,000 円 | 1ヶ所 10a 以上 |
| イタリアン刈取 | | // | 3,000 円 | | |
| イタリアン集草・反転 | | // | 1,000 円 | 1回 当たり | |
| イタリアン梱包 | | 1梱包 | 130 円 | ヘーバーラー(ヒモ代を含む) | |
| ロールラッピング | | 1ロール | 3,500 円 | 標準(直径 1m×高さ 1m) | |
| 有機センター堆肥散布料(原料代含む) | 2 t 車 | 12,000 円 | 土着菌入り有機堆肥で、土づくりを図りましょう! | | |

※消費税は含まれていません。

☆ この表の標準賃金は、市内外の農作業等の賃金等を基準に設定されたものです。地域の慣行賃金や作業の難易度・土地条件等によって額が違ふと思われるので、標準額を参考に両者で話し合つて、適正な賃金で農作業がスムーズに行われるようにしてください。

| | |
|-----------------|---------------|
| 曾於市農業委員会(財部支所内) | ☎0986-72-0947 |
| 曾於市農業委員会末吉分室 | ☎0986-76-8818 |
| 曾於市農業委員会大隅分室 | ☎099-482-5959 |
| 曾於市有機センター | ☎0986-28-8440 |
| 曾於市土壌分析室 | ☎0986-76-7347 |

※土づくりは土壌診断から! 土壌診断(無料)をご利用ください。

曾於市賃借料情報

この賃借料情報については、農家が田畑の賃貸借をする際の参考としてもらうため、平成23年の賃貸借の情報を提供するものです。田畑の賃貸借の適正を図るため、農業委員会で情報提供するもので、小作(賃貸借)については、正規の小作契約手続きにより許可を受け、この賃借料情報を参考として、賃貸人・賃借人相互で十分協議のうえ契約してください。

(単位: 10a 当たり)

| | | 最高額 | 最低額 | 平均額 | | | | |
|------|---|----------|---------|---------|-----|----------|----------|----------|
| | | 最高額 | 最低額 | 平均額 | 最高額 | 最低額 | 平均額 | |
| 末吉地区 | 田 | 15,000 円 | 2,000 円 | 6,000 円 | 普通畑 | 43,000 円 | 2,000 円 | 12,000 円 |
| | | | | | 飼料 | 14,000 円 | 3,000 円 | 8,000 円 |
| | | | | | 茶 | 50,000 円 | 13,000 円 | 22,000 円 |
| 大隅地区 | 田 | 15,000 円 | 1,000 円 | 7,000 円 | 普通畑 | 22,000 円 | 2,000 円 | 8,000 円 |
| | | | | | 飼料 | 14,000 円 | 3,000 円 | 6,000 円 |
| | | | | | 茶 | 38,000 円 | 4,000 円 | 19,000 円 |
| 財部地区 | 田 | 19,000 円 | 3,000 円 | 6,000 円 | 普通畑 | 12,000 円 | 3,000 円 | 8,000 円 |
| | | | | | 飼料 | 13,000 円 | 4,000 円 | 8,000 円 |
| | | | | | 茶 | 30,000 円 | 13,000 円 | 21,000 円 |